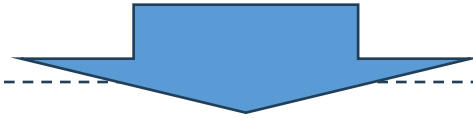


論点整理 (案)

＜論点整理のテーマ構成＞

1. 地方公共団体における事務執行上の課題と対応について
2. 地方議会議員のなり手不足への対策について
3. 地域を支える産業等について
4. 税財政面の課題対応等について



- これらの各行政分野におけるフェーズごとの事務を分野横断的に見たときに、あるいは、他の類似の行政分野にも拡張して見たときに、事務処理の広域化や垂直補完、デジタル化、事務の簡略化の工夫など、こういう種類の課題には、こういう種類の対応策が適しているというカテゴライズが可能か。
- その場合に、カテゴリーを分ける上での考慮要素として、当該事務の処理に必要な人材の専門性、国・都道府県・市町村間の事務の共通性、企画立案業務か定型業務かといった事務の性質、あるいは、行政サービスの提供対象者の規模など、どのような要素が考えられるか。
- 個別の事務について、現行の制度を前提に上記の対応策を考えることに加え、地方公共団体における事務執行を持続可能なものとする観点からは、国・都道府県・市町村を通じた事務フローの全体を俯瞰した上で、事務処理の方法を規定する制度についても見直しを検討すべき点があるか。
- また、事務処理の方法に関する制度の見直しに留まらず、国・都道府県・市町村の役割分担についても見直すべき点が考えられるか。

論点① 個別の行政事務について、課題に応じた対応方策を検討するに当たり、どのような視点が考えられるか。

- このような事務執行上の課題に対しては、こういう対応方策が考えられるのではないかといった検討を行う際に用いることができる分野横断的な検討の視点が考えられるか、これまでの議論を踏まえ用意した「課題に応じた対応方策の検討の視点(案)」についてご議論いただきたい。

論点② 論点①で検討した対応方策について、どのような方法で適用することが適切と考えられるか。

- 上記の視点(案)に沿って検討を行った上で、考えられる対応方策について、地方公共団体の取組に委ねるという方法や、役割分担の見直し等の制度を改正して対応する方法があるが、どのように考えるべきか、ご議論いただきたい。

論点③ 論点②で検討した対応方策の適用について、今後具体的にどのようなプロセスで進めていくことが考えられるか。

- 講ずべき対応方策について、今後、国や地方公共団体における具体的な議論や取組をどのようなプロセスで進めていくことが考えられるか、ご議論いただきたい。

論点④ 論点①～③までの検討を経て対応方策を講じてもなお必要となる公務人材の確保について、どう考えるか。

- 上記により対応方策を講じたとしてもなお公務人材を適切に確保する必要がある、どのような確保方策が考えられるか、ご議論いただきたい。

課題に応じた対応方策の検討について

【論点①】

個別の行政事務について、課題に応じた対応方策を検討するに当たり、どのような視点が考えられるか。

【地方公共団体へのヒアリング結果等】

- 国保・介護においては、さらなる事務の共同化、広域化、最終的には府県単位での完全統合を推進していただきたい。また、土木・建築・水道分野の人材の確保・育成は、単独の自治体では限界があると考えており、府県レベルでの対応を期待したい。
- 様々な分野で行政サービスを提供するに当たり、根拠となる国制度の複雑さや度重なる運用変更等により、現場の負担感は大きいことから、単に現行制度の運用方法をデジタル化するのではなく、事務の簡素化を含めた制度自体の抜本的な見直しが必要ではないか。
- 国と県の役割分担については、市町村が住民に直接対応する相談業務を担うべきだが、国や都道府県には市町村への指導、助言、支援を期待している。

【主な意見】

（分野横断的な検討に関する意見）

- これまで、垂直補完や水平連携の推進が提唱されてきたが、リソース不足を解消するための検討の視点を議論するためには、個々の事務フローの中のフェーズに応じて細かく検討し直す必要があるのではないか。
- 国・都道府県・市町村の役割分担の見直しに当たっては、個々の事務フローの中のフェーズに応じて細かく検討し直す必要があるのではないか。この点、事務を横断的にフェーズごとに見ていくと、一定の共通性が見られるのではないか。
- 個々の行政分野に個別に対応することも重要だが、広域化、垂直補完、デジタル化など、横串を刺す形で解決に向けた考え方を示すことで、他の行政分野にも対応できるようにしておくべきではないか。
- かつての自治体単位での業務棚卸しと重なるところがあり、国が全体を俯瞰して領域横断的に見直しを行うことで、国・地方関係をきめ細やかにマネージし、改革することができるのではないか。

課題に応じた対応方策の検討について

【主な意見(続き)】

(対応方策に関する意見)

- 事務の集約や、小規模な団体含め様々な自治体で共同処理をしていくことが、デジタル化が進む中で重要になってくる。これによって、まさに現場で本当に必要なところにマンパワーを使えるようになるのではないかな。
- デジタル技術活用の手前の段階で行うこととなる業務フローの見直しや条例改正などの事務の負担について、基礎自治体ではリソースを割くことができず、全ての自治体各自でDXを進めることは困難な状況。集約すればその分力を発揮するデジタル技術を最大限活用するため、事務の集約化を進めるべきではないかな。
- 地方公務員が不足している中でDXは重要だが、そもそもの業務量が多すぎるため、DXにマンパワーを割くことができない状況にある。人口減少やデジタル化進展、従来業務の必要性の観点から思い切ったスクラップが必要ではないかな。
- 近年、事務の担い手を巡る課題から、地域における事務は住民に身近な市町村が基本的に担うという従来の考え方を維持して良いのかが問われている。それでもなお地域における事務として市町村が担うこととするときの選択肢の1つとして、広域的な連携があり得るのではないかな。
- 垂直的連携は、さらに強化していく必要があり、都道府県の意識を変えていくような手段が必要なのではないかな。都道府県による補完の進み具合にはばらつきが見られるため、例えば、進行度合いを数値化、尺度化できればよいのではないかな。
- 市町村がやらなければいけない事務を見極め、地域の担い手と自治体が連携しながら、新たなニーズに対応していくことが重要ではないかな。

課題に応じた対応方策の検討について

【主な意見(続き)】

(課題に応じた対応方策の考え方に関する意見)

- 専門人材の確保を広域で行うことが有効かどうかは、例えば技術職なのか、あるいは保育士、ケアマネなどの分野によって異なるのではないか。
- 対人サービスを伴う事務については、基礎的自治体が細かい事務を行うため、人材不足に直面している状況においても、地方の特色に配慮しながら事務を行うことができるようにする必要があるのではないか。
- 自治体事務の課題と対応策の分類の要素としては、基礎自治体が行うべきかどうかという点があるのではないか。例えば、介護分野では、支え合いのコミュニティづくりなどは基礎自治体が担う必要があると思われる一方、要介護者の認定調査者の認定調査は、対面で行う必要はあるものの、地域固有の方法が求められるものではなく、必ずしも基礎自治体が行う必要はないのではないか。
- 人材不足の問題が顕著である介護や保育については、既存サービスに加えて単身高齢者の孤独・孤立対策、ヤングケアラーといった新たなニーズが生じている。こうしたニーズへの対応は、例えばノウハウのある民間主体が地域にどれだけ存在するかによって、自治体がどこまで直接やる必要があるのか地域差があると思う。

課題に応じた対応方策の検討について

【考え方】

(これまでの検討)

- 地方公共団体における事務処理をどのようにして確保していくかについては、これまで、地方公共団体間の連携や多様な主体との連携・協力、デジタル技術の活用などが、それぞれの観点から個別に検討されてきたのではない。
- 例えば、地方公共団体間の連携については、
 - ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏といった地方公共団体が置かれている地理的な状況に応じた取組のあり方
 - ・ 事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合など、事務執行の適正性を確保する組織や共同処理のあり方
 - ・ 行政分野単位での執行体制の効率化のあり方といった観点で検討が行われてきたのではない。

(今後の対応方策の検討の観点)

- 本研究会における地方公共団体へのヒアリング等を通じて、各行政分野における事務処理のフェーズごとに課題は様々であり、必要となる対応方策も異なることが明らかとなったのではない。このため、対応方策の検討に当たっては、各行政分野の個別の行政事務について、具体的にどのような事務執行上の課題があり、どのような対応方策が考えられるかを検討する必要があるのではない。
- 対応方策としては、事務を減らす、事務をまとめる(水平連携、垂直補完)、事務の担い手を増やす(民間活用・住民参加)、事務自体を効率化する(デジタル技術の活用)といった方向性が考えられ、これらの方策を組み合わせ対応することも含め、個別具体的な課題に照らして検討する必要があるのではない。

【考え方(続き)】

(対応方策の検討の視点)

- 各分野における個別の行政事務の課題に応じた対応方策に当たっては、どのような課題について、どのような対応方策が考えられるかという分野横断的な視点に基づいて各事務をスクリーニングに掛けていくことで、地方公共団体における事務執行のあり方を全体的に見直していくことができるのではないか。
- そのような視点として、次頁以降のような案が考えられるか。これらに追加すべき要素や修正すべき部分などどのように考えられるか。

課題に応じた対応方策の検討の視点（案）①

事務への着目

①事務量

事務ボリューム

- 事務ボリュームが大きく負担となっている場合又は事務ボリュームが少なく効率性が低い場合には、事務処理方法の見直しの検討が必要か。

②事務内容

事務の性質（企画立案～定型業務）

- 企画立案的な性質が強い事務は市町村が地域性を踏まえた判断をする必要性が高い一方、定型業務の性質が強い事務は実施主体によって内容に差が生じにくく、市町村以外の主体による実施の集約について検討が必要か。

国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県の間、あるいは国も含め実施事務の内容の共通性が高い場合には、国や都道府県による支援、あるいは、直接の事務処理が考えられるか。

③事務実施に必要なリソース

事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じて市町村以外による人材確保の検討が必要か。事務執行に必要な人材が、大都市を含めた市町村に主にあるのか、都道府県、あるいは民間にあるのか、どのように偏在しているかなど、地域事情も踏まえて確保方策を検討する必要があるか。

事務実施の難しさ、経験・知見の必要性 ※高い専門性までは求められない

- 専門性が求められない事務であっても、データ解析など特に小規模市町村では対応が困難な事務や、適正な事務実施のためのノウハウの蓄積が求められる事務については、都道府県・他の市町村による支援や民間や都道府県・市町村連携による事務処理の広域化の検討が必要か。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、事務の簡素化などによる負担軽減の検討も必要か。

デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変えうるものであることを踏まえて検討する必要があるのではないか。

紙や電話等により行われている連絡調整の事務をデジタル化することで事務ボリューム自体を小さくすることが考えられるのではないかな。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まるのではないかな。

データを集約し、事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材やノウハウの蓄積の必要性を低減させることに繋がるのではないかな。

事務への着目（続き）

④事務実施の態様

対面や実地での対応の必要性

- 事務を対面や実地で行う必要がある場合、事務処理主体との近接性が求められる一方、遠隔での対応が可能であれば、広域的な対応について検討しやすいか。

事務実施に当たって求められる観点の地域性・広域性

- 市町村より狭域での地域の実情を踏まえる必要性が高い場合には、市町村が事務処理を行うことを前提とした検討が必要か。
- 全国的な社会経済状況の変化に沿った対応や、全国あるいは都道府県レベルでのサービス水準を考えることが求められる事務については、国や都道府県の関与・支援により、事務の実施について一定の水準を確保することやその均衡を図ること、市町村の事務実施の負担軽減を行うことについて検討する必要があるか。

行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 事務の処理に当たり、行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要な場合、そのような連携の範囲が市町村内で求められるのか、その区域を超えるのかが、事務処理の主体の検討の要素となるか。

デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられるのではないか。

デジタル技術の活用により、情報共有・コミュニケーションの円滑化が図られ、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなるのではないか。

対応方策の検討の視点の適用例①

介護サービス事業者の運営指導

事務への着目等

- 市町村が行う地域密着型サービス事業者の運営指導は、専門的な知見が必要な訳ではないが、適正な事務実施のためのノウハウの蓄積が必要。中小規模の市町村では事務ボリュームが小さくノウハウの蓄積が困難。
- 事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
- 実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
- 事務実施に当たり広域的な視点が求められるものではない。

対応方策の検討

- 事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在することから、地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的か。
- 今後、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の連携を進めることが必要であり、医療行政の主体である都道府県が介護分野で一層の役割を果たすことが求められるか。

保育施設への給付

事務への着目等

- 施設数の多い市町村では事務ボリュームが大きくなっている一方、施設数の少ない小規模な市町村では事務ボリュームが小さく、ノウハウの蓄積に課題。
- 事務の処理に専門性は求められない一方、制度の理解が難しく、事業者からの質疑対応、都道府県・国への照会が負担となっている。

対応方策の検討

- 広域的な観点は求められず、国・都道府県との事務の共通性も低いので、市町村間の連携や民間リソースの活用が考えられるか。
- 他方で、申請・審査事務をシステム化することで事務ボリュームを大きく圧縮し、地方公共団体・事業者ともに負担を軽減することが考えられるか。
- 併せて、システム化では対応できない制度自体の複雑さの解消についても検討が必要か。

指導主事による小中学校の指導

事務への着目等

- 指導主事が対応すべき業務について、個々の市町村の事務ボリュームを踏まえると、小規模団体を中心に単独での配置が困難。
- 一定の専門性が求められる事務であり、広域的な観点というよりは個々の学校の状況を踏まえた対応が求められ、直接対面で指導を行う必要性が高い。

対応方策の検討

- 指導主事の職務を果たすことができる経験豊かな小中学校教員は、都道府県が県費負担教職員として任用しているので、都道府県の協力を得て、市町村間で連携して設置することが効果的か。

対応方策の検討の視点の適用例②

道路の維持管理

事務への着目等

- 道路の老朽化により維持管理の事務のボリュームは増加。損傷個所の確認についてはセンサーやAIなどデジタル技術の活用により効率化が可能。
- 事業者への発注時の仕様書作成や大規模な修繕の施行管理、事業者が実施した内容の評価など、専門技術的な知見が求められる。
- 現場対応は事業者が行い、地方公共団体はバックヤードでこれを管理するため、実地対応はそこまで求められない。

対応方策の検討

- 市町村道・都道府県道・国道の区分を超えネットワークとして広域的な視点で管理する必要があり、道路管理者を通じて維持管理の内容は共通性が高いこと、そのために、同種の経験を有する技術職員が都道府県や国の地方支分部局に存在することから、組織の枠を越え、都道府県や国が市町村道の管理について、その一部を代行することも含め、積極的な役割を果たすことが効果的か。

消費生活相談

事務への着目等

- 消費生活相談の事務ボリュームは、特に小規模な市町村では相談件数が少ない場合も多く、ノウハウの蓄積に課題。
- ネット取引や金融商品に関する相談など、複雑・高度な相談が増加する中でこれまで以上に専門的な知見が求められる。
- 相談内容のデータを集約し、参照を容易にすることなどで相談のサポートが可能。
- 電話による相談対応も多い一方で、契約書類等を見ながら対面で相談することが効果的な事案も一定存在。
- 全国どこにいても相談・救済を受けられるためには、広域的に相談対応の水準を確保する必要。

対応方策の検討

- 消費生活相談業務は国(独法)が補完をしながら都道府県・市町村において実施されており、組織の枠を越えた相談体制を構築することも効果的か。
- 高齢者等の自ら相談することが難しい方の被害に気付き相談につなげる見守りについては、市町村の福祉部局や民生委員等の地域活動主体との連携も重要であることから、身近な市町村における対応も求められるか。

※ これらの「対応方策の検討の視点の適用例」については、あくまで、検討の視点(案)が適当なものとなっているかの議論に資するよう当てはめを行ったものである。

対応方策を適用する際の方法について

【論点②】

論点①で検討した対応方策について、どのような方法で適用することが適切と考えられるか。

【地方公共団体からのヒアリング結果等】

- 人口減少が加速化する中で、自治体間のサービス競争と人口の奪い合いが激化し、将来、単独での行政サービスの提供が困難になる自治体が出てくることが懸念される。県は市町村に対する垂直補完、国はナショナルミニマムの確保のための役割拡大や全国で統一的に実施すべき対策への積極的な関与が必要となるのではないかな。
- 市町村では実施が難しい、専門職が必要となるような専門性の高い業務は国、都道府県が実施することが望ましいのではないかな。情報公開・個人情報保護審査会といった附属機関や公平委員会など、専門性と公平性が求められる審議会等は、県に独立した機構を設置することも有効ではないかな。
- 国保・介護においては、さらなる事務の共同化、広域化、最終的には府県単位での完全統合を推進していただきたい。また、土木・建築・水道分野の人材の確保・育成は、単独の自治体では限界があると考えており、府県レベルでの対応を期待したい。
- 児童手当、特別定額給付金や許認可申請など、デジタル技術の活用により市町村を経由する必要性がなくなるものについては、国・県が直接対応してほしい。道路の管理については、管轄が異なるものの業務内容は同じであることから、一括発注・実施が望ましい。

対応方策を適用する際の方法について

【主な意見】

- 国と地方の役割分担については、補完性の原理ということがしばしば言われてきた。しかし、自治体の仕事に余裕がなくなっている中で、自治体の事務について、補完性の原理にとらわれることなく、改めて洗い直すことも考えられるのではないかな。
- 都道府県と市町村の人材面等の連携を進める一方で、国が解決策の好事例を示して自治体を選ぶことができる環境をいかに整えるかが重要だが、連携や環境整備でも限界がある分野については、国・都道府県・市町村の役割分担を見直すことが必要ではないかな。
- 事務の共同処理について、水平的連携によってできない事務がある程度あるのであれば、それをリストアップした方が良いのではないかな。垂直的連携については、さらに強化していく必要があり、市町村との距離が遠い都道府県の意識を変えていくような手段が必要なのではないかな。
- 技術職については、スキルやノウハウの継承がうまくいかなくなっており、採用も育成も状況は深刻。市町村の人材不足は特に厳しいため、都道府県との連携が重要であり、都道府県の機能強化を前提とした役割分担の見直しが必要ではないかな。
- これまで、自由に手法を選択することで進めてきた広域連携による事務処理について、そろそろ限界が来ているのではないかな。解決方策の一つとして、例えば後期高齢者医療制度のように、個別法において連携の枠組みを指定するというやり方があるのではないかな。こういったことについて、総務省だけではなく政府全体として考えた方がよいのではないかな。

対応方策を適用する際の方法について

【考え方】

(対応方策を適用する際の方法)

- 検討の視点(案)に沿って検討を行った上で、考えられる対応方策については、地方公共団体の自主的な取組に委ねるという方法と、制度そのものを改正して役割分担の見直し等を行うという方法があるのではないかな。

(自主的な取組)

- これまで、地方公共団体の事務執行上の課題への対応については、基本的には、団体の自主性・自立性に基づいて、連携中枢都市圏を含めた水平連携の取組や、都道府県による垂直補完等の取組が行われてきた。しかしながら、特に、法令に基づく行政サービスの提供については、全体として自主的な連携の取組は十分には進んでおらず、また、地域によって取組の状況が大きく異なるのではないかな。
- 他方で、急速に進む人口減少に伴い人材不足は全国的に深刻化し、市町村における事務執行の持続可能性に課題を生じさせているものであり、地方公共団体における検討や、団体間の調整に全て委ねることは適当ではないのではないかな。
- このため、地方公共団体の自主的な取組に委ねる場合であっても、個別の行政事務に応じた対応方策のあり方について、国としても一定の選択肢を示し、地方公共団体における取組を推進していくことが考えられるか。

(自主的な共同処理の手法)

- 市町村間や市町村と都道府県との間で自主的に事務の共同処理を行う際の手法については、地方自治法上に一部事務組合や事務の委託等の手法が用意されている。これらのうち、内部組織や補助職員の共同設置については、新たな地方公共団体の創設や法律上の事務執行権限そのものの得失まで行うものではなく、人材不足という現在の課題への直接的な対応になるものであることから、積極的な活用が考えられるか。

対応方策を適用する際の方法について

【考え方(続き)】

- 内部組織や補助職員の共同設置についても、地方公共団体ごとに事務執行の手法に差があることなどが、検討のハードルとして考えられるが、前述の視点(案)に基づいて、定型業務としての性質が強く、共通化が馴染む事務を洗い出す、あるいは、デジタル技術も活用し、事務処理の標準化・共通化を進めていくことで、共同設置する組織での事務処理をやすくするということも考えられるか。

(制度見直しの必要性)

- 地方公共団体における自主的な取組を推進するとともに、例えば、一定規模の市町村では適切な執行のための体制の確保が困難な事務であって、国や都道府県が同種の事務を処理しているものについては事務処理の主体を見直すなど、国として一律に対応すべきものについては、地方公共団体の意見を踏まえつつ、国・都道府県・市町村の役割分担を変更する、あるいは、事務処理の方法を規定する制度の見直しを行うことも考えられるのではないか。
- その際、以下のような過去の制度見直しの事例も参考になるのではないか。
 - ・ 事務負担の軽減のための事務の廃止
 - ・ 市町村に知見やノウハウが不足する事務に対する都道府県の支援の役割の創設
 - ・ 専門人材の不足や事務量の増加に対応するための事務処理の外部化の許容
 - ・ 市町村間の水平連携を後押しするための都道府県による広域化の推進の役割の明確化
 - ・ 安定的・効率的な事業運営のための実施主体の広域単位化
- このうち、実施主体の広域単位化については、国民健康保険の財政運営の責任のように都道府県を主体とした例がある一方、後期高齢者医療のように、都道府県の区域の全ての市町村が加入する広域連合を主体とした例もある。また、国保連合会のように都道府県と市町村が組織を設置している例もある。このため、事務処理について広域単位化を検討する際には、個別の事務の性質や現在の処理状況、当該行政分野全体の役割分担なども踏まえ、適当な形を選択することが考えられるか。

対応方策を適用する際の方法について

【考え方(続き)】

(役割分担の見直しの意義)

- 地方分権によって、国と地方公共団体、都道府県と市町村の役割分担が見直され、基礎自治体に事務・権限が移譲されてきたが、今後、基礎自治体における事務執行上のリソース確保を巡る環境は厳しさを増すこととなり、行政サービスの適切な提供にも課題が生じうるのではないか。資源制約の深刻化が市町村の事務執行体制に与える影響や、デジタル技術の進展により選択可能となる事務処理手法の拡大等の社会経済情勢の変化を踏まえ、国や都道府県が果たすべき役割について、改めて検討する必要があるのではないか。
- 国・都道府県・市町村の役割の見直しを含む対応については、人材不足が深刻化する中で、市町村が、引き続き、地域における行政を自主的・総合的に実施する役割を広く担い、各地域における行政課題に向き合い、創意工夫を発揮できるようにするために必要なものと評価できるのではないか。

今後のプロセスについて

【論点③】

論点②で検討した対応方策の適用について、今後具体的にどのようなプロセスで進めていくことが考えられるか。

【地方公共団体へのヒアリング結果等】

- 水平連携を行っていない地域において、連携の機運を高めるため都道府県が音頭を取ってほしいとの声がある。
- 市町村間での広域分担に係る協議は、各市町村の実情もあって話が進みにくいこともあることから、都道府県が入り、市町村の間を取りもつことで協議が進みやすくなるのではないかと。

【主な意見】

- 共同処理が進んでいない要因として、職員がおらず検討する時間もないという指摘がいくつかあったが、何かしらの支援があれば検討につながる可能性があり、例えば、都道府県において共同処理を推進するということもあるのではないかと。
- 個別の事務について、今後どのようなあり方がよいか最終的にカテゴライズしていく際には、政府内でも横串を刺して調整していくことが必要なのではないかと。
- 個々の行政分野に個別に対応することも重要だが、広域化、垂直補完、デジタル化など、横串を刺す形で解決に向けた考え方を示すことで、他の行政分野にも対応できるようにしておくべきではないかと。
- かつての自治体単位での業務棚卸しと重なるところがあり、国が全体を俯瞰して領域横断的に見直しを行うことで、国・地方関係をきめ細やかにマネージし、改革することができるのではないかと。
- 個別分野ごとに検討した上で、分野を横断する横串の対応を行うことは必要である。その際に、自治体にとってさらなる業務負担の増加に繋がることがないように、まずは国が適切な調整を行い、新しい仕組みを作ることが重要ではないかと。また、新しい仕組みを作ると同時に既存の制度をシンプルにしていく方向での制度改正や政策変化が必要ではないかと。

【考え方】

(都道府県による市町村への支援)

- 事務執行上の課題を抱える市町村ほど、対応方策を検討する余裕すらないという声が多いことを踏まえると、都道府県が地域の状況を踏まえ検討の支援をしていくことが必要ではないか。

(政府内での横串を通す対応)

- 地方公共団体に対応方策の検討を全て委ねるのではなく、対応方策の検討の視点(案)も参考に、政府内で横串を通す形で制度所管省庁に対し検討を促す必要があるのではないか。
- 各省庁においては、地方公共団体における検討も踏まえながら対応方策の選択肢を提示するとともに、地方公共団体の声を踏まえ、制度的な対応が必要なものについては、所要の個別法改正を行う必要があるのではないか。

必要な公務人材の確保について

【論点④】

論点①～③までの検討を経て対応方策を講じてもなお必要となる公務人材の確保について、どう考えるか。

【地方公共団体へのヒアリング結果等】

- 保健師・保育士・社会福祉士・看護師などの専門人材の確保が困難。
- 行政職・技術職ともに採用が困難。特に技術職は応募が少なく、市町村職員の民間への流出も生じている。
- 一般事務、保育士、幼稚園教諭、保健師といった職種は、一定の応募があるが、一定の専門職については、既に採用がかなり困難になっている。
- 技術・専門職員(土木職員、保健師等)の確保が困難になっており、広域的な対応や県による補完が必要。

【主な意見】

- 地方公務員の人材確保について、採用と育成に大きな課題があると思っている。採用について、特に技術職の採用は深刻であり、中でも市町村の人材不足は本当に難しいと思う。
- 理系の大学生や高校生に対し、技術職の公務員という仕事があることをもっと伝えるべきではないか。
- 技術系職員の応募が少ないことに対して、広域連携を活用して人材を共同確保するといったことは考えられないか。
- 専門職員を市町村単位で確保することが難しい局面になってきているため、広域的に市町村をまたがって採用できるような新しい人事システムを今よりも踏み込んだ形で議論することが必要ではないか。
- 人材確保が分野横断的に困難である根底には雇用の魅力がないこともあり、公務員の待遇改善が必要ではないか。
- デジタル人材は、実態として、自治体間で融通し合っとうまくいかないのではないか。例えば、都道府県単位にデジタル支援隊のようなものを作り、必要に応じて派遣してはどうか。

必要な公務人材の確保について

【考え方】

(公務人材確保のあり方)

- 地方公共団体においては、特に技術職員や保健師、デジタル人材などの専門人材を中心とした人材の不足が、目下の大きな課題となっており、今後より一層の深刻化が見込まれる。そのため、今後、論点①～③の検討を経て対応方策を講じることが不可欠であるが、それでもなお必要となる公務人材を確保するためには、従来の取組では、対応が極めて困難となることが見込まれる。
- そのため、例えば、デジタル人材の確保については、都道府県が市町村のDX支援に向けて、デジタル人材のプール機能を確保する体制の構築に取り組んでいるところであるが、その他の公務人材の確保についても、同様に、都道府県が市町村の公務人材の確保を支援するなど、公務人材の確保について、さらに踏み込んだ対応が必要になるのではないかな。

(公務の魅力の発信・魅力ある職場の形成)

- また、公務人材の確保を行うためには、各地方公共団体において、職員として働くことの魅力を発信するとともに、公務の現場を魅力あるものにしていくため、職員の能力を最大限に引き出し、職員一人ひとりがやりがい・成長実感を得られ、多様な働き方を受け入れる職場環境を形成していく必要があるのではないかな。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方公共団体における事務執行上の課題と対応について
- 2. 地方議会議員のなり手不足への対策について**
3. 地域を支える産業等について
4. 税財政面の課題対応等について

地方議会議員のなり手不足への対策について

【論点】

地方議会議員のなり手不足が深刻化する中で、地方議会がその役割を果たし続けていくために、どのような方策が考えられるか。

【主な意見】

（現状認識・これまでのなり手不足対策について）

- 全国町村議会議長会が主催した検討会の報告書は、議員のなり手不足の原因として、「議員のやりがい」、「議員の職場環境」、「待遇」が立候補を躊躇させており、この他に候補者を推薦するコミュニティの弱体化や、女性が議員になることへの否定的な考え方、落選時のリスクなど立候補・選挙における障壁を指摘している。
- なり手不足に対する具体的な対策の成果として、住民と議会との関係を強化する「政策サポーター」、議員を養成する「議員の学校」、女性の参画を促す「女性模擬議会」といった各議会の取組により立候補者や女性議員が生まれた事例がある。
- 三議長会としても、議会と住民の距離を縮めるためのデジタル技術活用、若者に議会のことを知ってもらうための主権者教育、職場環境の整備としての議員活動におけるハラスメントの防止に取り組んでいる。
- 主権者教育について、学校レベル、特に公立高校や中学校、小学校で、子供たちにアプローチする方法があるのではないか。
- 女性の割合が低いというのは、逆に言うところ伸びしろであり、ここが増えれば、なり手不足問題は8割方解決するのではないかと。妨げになっているものは何か整理して、一層活性化していくことができれば展望が変わっていくのではないかと。
- 議会改革には、①議員と住民が選挙以外にも常時関係をもつこと（議会と住民の関係）、②各議員と長が1対1で対峙するのではなくまず議会内で政策を議論すること（議員間の関係）、③執行部の提案に賛否を表明するだけでなく政策プロセスの中で様々な意見交換を行うこと（議会と執行機関の関係）の3つの視点が重要。

地方議会議員のなり手不足への対策について

(現状認識・これまでのなり手不足対策について)※つづき

- 人口減であれば議員定数を減らすべきという意見もあるが、議事機関の役割を果たすためには一定数は必要。議会の役割を住民に理解いただくよう、議会改革や住民との関係について取組を行っていくことが必要。
- 議員報酬の水準が低いことがなり手不足につながっており、その引き上げについて、議会の活動の充実強化とあわせて住民の理解を得ようとしている。また、厚生年金への地方議会議員の加入問題についても、様々な職種における適用拡大の流れを踏まえて、早急に検討すべき。

(制度面の検討について)

- 地方制度調査会答申において「引き続き検討」とされている地方議会議員と地方公務員の兼職は、行政分野に通じた人材の確保としては有益だが、中立性・公平性の観点から考えると、緩和をすることとしても所属する当該自治体以外の団体への兼職の禁止を緩和するかどうかの検討が必要ではないか。
- 地方公務員が地方議会議員に立候補する場合、一旦は職を辞するとしても、落選した際に復職しやすくする環境の整備が重要ではないか。
- 地方議会議員の被選挙権においては、団体の構成員として実質的な関係を持つ等のための期間として3か月の住所要件の制限を設けているが、海外には区域内に土地・建物を有する者等非居住者に被選挙権を付与する例もある。

(効率的な議会運営について)

- 議会事務局の共同設置は制度上可能であるにもかかわらず、これまで事例がないとのことだが、何がボトルネックになっているのかを探る必要があるのではないか。
- 町村議会の事務局職員は1人で複数の業務を担当していると思うが、執行部の職員と一緒に働き方を見直したり、お互いの業務量を軽減するといった取組はないか。

地方議会議員のなり手不足への対策について

【考え方】

(これまでの議員のなり手不足対策について)

- 住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大することが見込まれる中で、資源制約を乗り越え、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくためには、地域のあり方について多様な民意を集約して議論を行う議会の役割が重要である。
- 多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現するために、これまで参画に困難があった層、特に女性がより議会に参画しやすくなるような環境を整備することや住民が議会に関心を持つようにするための取組を着実に進める必要がある。このため地方議会議員の処遇や職場環境について、地方議会議員が職責を果たすために十分なものとなっているか、各議会において定期的に検証するとともに、これまで取り組んできた「政策サポーター」や「女性模擬議会」等の取組を引き続き着実にやっていくべきではないか。

(制度面の検討について)

- 地方議会議員のなり手不足の深刻化を見据え、地方議会議員と地方公務員等との兼職禁止の緩和や居住要件のあり方等の制度面の重要な論点について今後どのように考えるか。

(効率的な議会運営について)

- 今後、議会事務局・執行部ともに厳しい資源制約に直面し、例えば、機関等の共同設置等による事務の共同処理が進んだ場合には、執行部が複数の議会において対応を求められることも想定される。このため、オンライン委員会等、デジタル技術の活用による効率的な議会運営が求められるのではないか。また、地方議会議員の政策立案等を補佐する議会事務局の調査部門(職員)の共同設置が考えられるのではないか。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方公共団体における事務執行上の課題と対応について
2. 地方議会議員のなり手不足への対策について
3. 地域を支える産業等について
4. 税財政面の課題対応等について

地域を支える産業等について

【論点】

地方行財政を持続可能なものとする前提として、経済・雇用面での地域の持続可能性を高めていくために、どのような方策が考えられるか。

【主な意見】

- 長期的視点では、都市部だけではなくそのバックグラウンドとなる周辺地域も一緒に活性化していかないと、グローバルな世界でやっていくことはできないのではないかと。例えば、九州の場合、福岡のバックグラウンドの中には、九州全体での自動車産業や半導体産業があるからこそ、福岡に色々な人材も集まり、交流することでイノベーションを起こすことができるのではないかと。
- 観光でいえば一つの県だけではなく九州を回遊してもらうことで付加価値を発揮できるだろうし、産業施策についても、県単位のレベルでは世界に太刀打ちすることは難しい。そのため、県域を超えて九州全体で広域連携を行うことができるのではないかと。
- 都道府県域を超えた広域単位で取り組むことで効果があるものとして、特に観光面や輸出では、海外へのPRなどで連携を深めてきた。防災面や医療面はもちろんのこと、交通面でも広域連携の可能性があるのではないかと。
- 都道府県域を超える広域行政の推進に当たっては、財源をいかに確保するかを同時に考えていくことが重要ではないかと。
- 広域行政の重要な役割は、プラットフォームを形成し、民間との共同事業を展開することにあるが、過去には、行政が民間活力を十分に生かせず、あるいは民間が行政の補助金に依存するなどの事例もあったことから、地域のビジョンを描き、それを共有するとともに、好事例を横展開していくことが重要ではないかと。
- 様々な連携のあり方がある中で、限られたパイの取り合いになることがないよう、区域単位で完結されない、より広い視点での広域連携について検討する必要があるのではないかと。

【考え方】

(経済・雇用面での地域の持続可能性の確保)

- 地方公共団体における事務の執行を持続可能なものとするためには、経済・雇用面での地域の持続可能性を確保することが不可欠であるが、そのためには産業・観光といった分野において付加価値・競争力を高めていくことが重要になるのではないか。

(地方公共団体の区域を超えた広域単位での取組の必要性)

- 地方公共団体は、法令に基づく事務以外にも、産業・観光などの分野において役割を果たしているが、これらの分野については、企業等の活動や観光客の移動の範囲など、その対象が地方公共団体の区域に限定されるものではなく、また、経済やイノベーションの創出に関する知見や、地方公共団体の区域を超えて活動している関係団体・事業者等との繋がりが必要となることから、施策によっては、市町村・都道府県の枠を超えた広域の単位で、多様な主体と連携して取り組むことが必要になるのではないか。

(具体的な取組の方向性)

- 具体的には、都道府県域を超えた広域の単位で、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体がプラットフォームを形成し、中長期的なビジョンを共有しつつ、相互に関連した複数のプロジェクトを面的に展開していく「広域リージョン連携」に取り組むことが有効ではないか。
- 国としてもそのような取組を推進し、大きな成果を生み出すことができるよう、財政的な支援や規制・ルールの見直しによる支援のあり方を検討することが必要ではないか。

＜論点整理のテーマ構成＞

1. 地方公共団体における事務執行上の課題と対応について
2. 地方議会議員のなり手不足への対策について
3. 地域を支える産業等について
4. 税財政面の課題対応等について

【論点】

地方公共団体における事務執行の前提となる税財政面の課題対応等について、どう考えるか。

【主な意見】

（地方税の偏在に関する意見）

- 法人二税の税収偏在は深刻であり、自治体間に行政サービスの格差をもたらしているのであれば、偏在是正の必要があるのではないか。
- 東京都では、潤沢な財源を活用して、公務人材だけでなく、介護人材などの確保に向けた取組を実施している。こうした潤沢な財源がないと実施できない施策によって、人材の集中が進んでいることは問題ではないか。
- フランスでは、国からの交付金を増やし続けた結果、現在、国が財政危機に直面し、自治体に配る財源がなくなり、自治体も大変な状況にある。やはり地方税を拡充させながら、一方で偏在性の小さい税体系を考えていくのではないか。
- 大きい自治体であっても財源の偏在は強く感じる。東京への財源の偏在により他の自治体との間で調達価格にも格差が生じており、若年層の首都圏への転出など住民のライフサイクルにも関連している。そういう意味で、幅広い議論が必要なのではないか。
- 東京では、東京一極集中による豊かな財政力を背景に、手厚い行政サービスが実施されており、東京と地方の間の行政サービスの格差が生じている。東京都に隣接している知事から、様々な施策においても、東京都との地域間格差の拡大があること、その背景には財政力の格差があることを指摘する提言がされている。そのうえで、地方法人関係税については、大企業は東京都に本店または事業所を置く傾向が強いこと、また、eコマースの進展によって、工場や倉庫よりも従業者数の多い本社がある東京都に、事業活動の実態以上に税収が集中していると指摘されている。
- 税財政と人材確保には関連性があり、財政力の高い自治体による人材確保策が、そうでない自治体の人材確保を困難にするのではないか。地方税収は増加しているが、地方交付税の仕組みや地方税の税目を考えれば、人材確保に苦しむ自治体の財政力が高まっているわけではない。

税財政面の課題対応等について

(今後検討が必要な税目等に関する意見)

- 地方法人二税は自治体間の偏在が大きい一方、地方消費税は偏在性が小さく、東京都の人口が全国に占める割合と同程度である。地方消費税、消費税というものをどのように考えていくかということも含めて、国と地方合わせてどうやって財源を確保していくか、しっかり考えていかなければならないのではないか。
- 社会経済の変容による地方税の偏在性の高まりは、地方法人課税に限った問題ではなく、地方消費税など他の地方税でも生じている可能性がある。とりわけ、東京都に本店が集中するインターネット銀行の預金残高の急増を背景に、個人住民税利子割の偏在性は極めて大きくなっている。日本経済が金利のある社会へ移行しつつあることを考えれば、今後、利子割の税収の偏在性は高まる一方であり、早急な対応が必要ではないか。
- 税収の調整のための仕組みをつくるのであれば、必ずしも利子割に限定した話ではなく、法人課税等についても同様の仕組みを考えるべきではないか。
- 道府県民税の利子割に関しては、早めに手を打ったほうがよいと思われるが、道府県民税であり、さらに税収の規模が小さいことから、研究会の趣旨との関係でいうと中心的な課題ではないのではないか。地方交付税の在り方やふるさと納税など総体で論じる必要があるのではないか。
- 成長している電子商取引、工場や物流倉庫のオートメーション化、拡大するフランチャイズ事業など、自治体の行政サービスを享受して事業活動が行われていても、現行の地方法人課税の分割基準や事務所等の要件では、税収が当該自治体に適切に配分されないケースが増加しているのではないか。
- 国際課税においては、PE(Permanent Establishment(恒久的施設))すなわち拠点がないところには課税しないという原則が近年変化している。国内における法人課税についても同様に、拠点の有無だけでなく、どれくらいその地域で経済活動しているのかということを別の指標で判断して、それに基づいて共同で徴収し、分配するという仕組みを考える時期に来ているのではないか。

税財政面の課題対応等について

(事務配分と税財政の関係等に関する意見)

- 90年代以降、分権改革の中で市町村を重視することになったが、研究会の問題意識からすると、本当に市町村がやらなければならないことは何なのか、自治体間で連携してやるべきことは何なのかを考えていく中で、支出をどう変えていくか、財源について総体的な観点で論じなければいけないのではないかな。
- 人件費等の財政面の問題と、それに伴う人手不足や事務処理の逼迫の問題は、関連づけて議論できるのではないかな。

税財政面の課題対応等について

【考え方】

(一極集中の状況と経済社会構造の変化)

- わが国の人口動態は、東京都への転入超過が継続しており、総人口が減少していく中で、総人口・生産年齢人口に占める東京都のシェアは増加していく見込み。東京都への一極集中の継続により、少子化が止まらないのではないかとの指摘があるほか、災害リスクが高まるといった弊害も懸念される。
- インターネット取引など店舗を必要としない事業形態が拡大しているほか、東京都においては大法人の本店等が増加し、その中でも東京都以外に支店を持たず東京都のみに納税する法人が増加している。このような経済社会構造の変化に伴い、東京都に事業活動の実態以上に税収が集中しているとの指摘がある。

(税財政面の状況と課題)

- 今世紀に入って以降、地方税収はリーマンショック等による落ち込みはあったものの、増加基調で推移しているが、地方税収の増加に伴い、東京都(不交付団体)は、財源超過額が過去最高となっているほか、財源超過額に占めるシェアも増加基調で推移し、近年は高い状態が継続。
- 税収が集中し、財政力が高い地方公共団体が独自の行政サービスを拡充することで、地域間の行政サービスの格差が拡大しているのではないかと、また、こうした格差の拡大が地方部における人材確保を難しくする一因ともなっているのではないかとの指摘がある。
- 加えて、行政サービスの地域間格差が今後、さらに拡大するとすれば、若年層をはじめとする東京都への人口のさらなる集中を加速化し、地域の活力の低下や一極集中の弊害がより深刻化するおそれがあるのではないかとの指摘もある。

(対応の方向性)

- 行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが必要ではないか。

参考資料

介護保険

- 認定審査会の委員のほか、専門性が求められる認定調査等を担うケアマネジャーの確保については、広域で取り組むことが有効か。
- 事業者に対する指導については、中小規模の市町村では十分に行えていない、件数の少なさからノウハウが蓄積されないなどの課題が見られることから、広域で取り組むことが考えられるか。
- 要介護者の認定調査について、居宅訪問による個々人の身体機能や生活機能等の調査については、引き続き住民に近い市町村等が対面により行う必要があるか。他方、医師・事業者等とのやりとりについては、事務量が多く、一部でデジタル技術の活用も見られるが、デジタル化の徹底による効率化が考えられるか。

国民健康保険

- 保険給付に要した費用については、市町村を経由せず、都道府県から直接、国保連へ給付費を支払うことで効率化が図られるか。
- 保険料の納付勧奨や特定健診の受診勧奨等のうち、定型業務は委託等による集約化が考えられる。他方、訪問勧奨等住民への個別対応が必要なケースは、引き続き市町村職員が担う必要があるが、保険料の滞納整理等は、広域での共同処理が有効か。
- レセプトデータ分析等の専門性が高く小規模市町村で体制構築が難しい業務等については、都道府県単位で設置される国保連や都道府県が広域支援の役割を果たすことが考えられるか。
- 特定保健指導について、住民一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められるため、引き続き市町村が担う必要があるが、指導事務を担う保健師については、国保連や都道府県による広域的な確保が有効か。

保育

- 施設給付について、加算・減算などの複雑な仕組みの理解や、施設数が多い場合の事務量が課題となっている点について、システム化や事務の簡素化による対応が考えられるか。
- 保育所への入所調整については、入所需要の多い一定規模以上の団体については、デジタル技術の活用により効率化を図ることが効果的か。一方、必要性認定に当たり市町村独自の項目があるため共通システム化には課題もあるが、どのような方法が考えられるか。

インフラ管理

- 道路整備の計画については、引き続き各道路管理者において、地域の実情を踏まえて行うことが必要。
- 道路管理については、修繕等の仕様作成等に必要な技術的な知見の不足が課題。管理者によって実施する業務に大きな差はないことから、地方公共団体の枠を越えて維持管理に取り組むことが効果的か。受託側のインセンティブやリソースの確保をどのように考えるか。
- 道路の損傷個所の確認については、住民による通報や民間事業者など外部リソースの活用が効果的か。中小規模の団体でも取組を進めるためには、費用を抑えてデジタル化を進めることができるかが課題か。

消費者行政

- 消費生活相談については、相談内容が複雑化・高度化する中、専門的な消費生活相談員の確保に課題が生じているほか、小規模市町村では相談件数が少なくノウハウが蓄積されない状況にある。都道府県と市町村の役割が実態上重複しており、広域で専門人材を確保し共同処理することが効果的ではないか。一人当たりの相談件数のボリュームを確保することで、専門人材の処遇を改善し、安定的な確保に繋がるか。また、上記の観点から、都道府県と市町村の役割分担についても整理が必要ではないか。
- 他方で、市町村の福祉部門や自治会等との連携により住民のアクセスポイントや対面での相談機会を確保することも重要であり、各市町村も一定の役割を果たすことが必要だと考えられ、広域化の方向性とどのようにバランスをとるか。

給付事務

- 保護者による児童の監護の有無など、個々の住民に関する現況確認が必要な給付金については、市町村等が一定の役割を果たすことが必要である。他方、そのような実態の確認が不要な全国一律の個人給付については、デジタル技術を活用して国が実施することが考えられるか。

教育

- 校務支援システムの導入については、小規模団体における財政負担や人材不足の課題があるが、業務の共通性を踏まえれば、都道府県が共同調達を主導することなどにより支援することが考えられるか。
- 指導主事のように、業務量や事務の性質により小規模団体が単独で配置することが困難な場合や、スクールカウンセラーのように日常的に児童・生徒と直接顔を合わせる必要がある専門人材の確保が困難な場合は、広域化や都道府県による支援が考えられるか。他方、ALTや外部専門家の活用等については、オンラインを活用した遠隔での対応も考えられるか。

老人福祉施設

- 養護老人ホームの措置費の算定については、個々の市町村における算定基準の改定の負担が大きいことから、都道府県が広域的な観点から域内の状況を比較考量した上で標準的な基準を設定する等の支援が考えられるか。標準基準の設定に留まらず、措置費の算定事務自体の役割分担の見直しも考えられるか。

上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務執行体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化にあたっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行等の活用を更に進めることも考えられるか。

◆事務処理の簡素化

- 毎年実施している事務、**複数の市町村が行う同一の事務**について、**負担軽減**を図るため、法改正により**実施回数の減**や**事務の廃止**が行われた。

事務実施回数の減 (公立大学法人)

- R5 地方独立行政法人法改正 -

<制度改正の背景・理由>

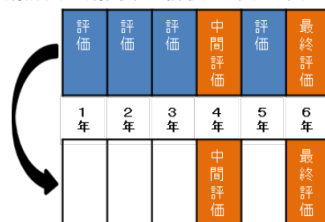
- 公立大学法人を設置している地方公共団体は、**毎年、公立大学法人が作成する年度計画の評価を実施することが義務付けられており、負担**となっていた。

<手法>

- **年度計画及び年度評価の廃止**

※ 廃止に伴い、中期計画(6年ごと)の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



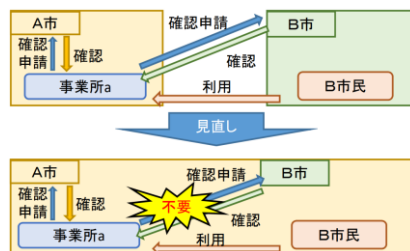
(出典)内閣府ホームページ

事務の廃止 (保育)

- R1 子ども・子育て支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 他の市町村に所在する地域型保育事業※1を利用する住民がいる場合、住民が居住する市町村と事業所が所在する市町村双方が、**当該事業所の「確認」※2を行う必要**があり、負担となっていた。



(出典)内閣府ホームページ

<手法>

- **事業所所在市町村以外の市町村による「確認」が不要**とされた。

※1 市町村の認可事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

※2 事業所が、設備や職員配置、市町村が定める運営基準を遵守しているかを確認するもの。

◆都道府県による市町村支援

- **市町村に知見やノウハウが不足する事務**について、法改正により、**都道府県が市町村支援を行うこと**とされた。

都道府県による市町村の取組内容の向上支援 (生活保護)

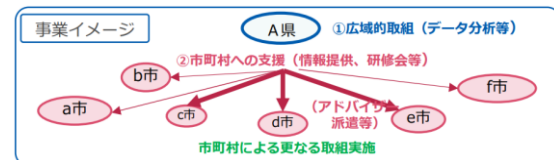
- R6 生活保護法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 生活保護制度における医療扶助の適正化の取組を進めるに当たって、**生活保護の実施機関(都道府県、市、福祉事務所設置町村)**ごとに知見やノウハウの蓄積にばらつきがあった。

<手法>

- **都道府県が広域の見地**による医療扶助等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行った上で、**市、福祉事務所設置町村に対する援助を行うこと**とされた。



(出典)厚生労働省ホームページ

都道府県による市の機能強化支援 (社会福祉)

- H28 社会福祉法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 社会福祉法人の内部留保の問題が指摘され、当該法人のガバナンスの確保のため**所轄庁(都道府県、市)の指導監督の向上**が求められた。

<手法>

- **都道府県が、社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析を行い、市による社会福祉法人への指導監督の実施に関し、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うこと**とされた。

◆事務処理の外部化

- 下水道分野においては**専門職員の不足**、障害福祉分野においては**業務量の増加**が生じていたため、法改正により、それぞれ**地方共同法人へ代行要請できる制度**、**指定法人へ委託できる制度**が設けられた。
- 国保連に対して、**国民健康保険分野以外の福祉分野の事務も委託**できるよう、順次、法改正が行われた。

特定の法人による代行方式創設（下水道）

- H27 日本下水道事業団法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- **市町村における下水道職員が減少し**、近年頻発する豪雨災害防止のための**雨水管渠の整備への対応が困難な状況**。

<手法>

- 市町村議会の議決に基づき、日本下水道事業団（地方共同法人）が、特定下水道工事について**補助金交付申請を含めた工事一式を代行できる仕組みが創設された**。

特定下水道工事（終末処理場・特定の管渠等の建設工事）

1 実施方針決定	6 積算・発注
2 補助金交付申請・執行管理	7 監督管理、指示、工事変更
3 地方公共団体負担分の起債	8 地元住民との調整
4 測量のための私有地立入等	9 工事発注・施工管理
5 道路占有許可申請等の各種管理者協議等	10 完成検査

※ 赤字表記の事務を、日本下水道事業団が代行可能に。

<制度改正後の状況>

- 令和元年度以降の活用実績は**1団体のみ**。（備考）日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計。

指定法人への委託制度の整備（障害福祉）

- H28 障害者総合支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 障害福祉サービス等の事業所数や利用者数が大きく増加し、地方公共団体による**調査・審査事務の業務量が大幅に増加**していた。

<手法>

- 都道府県及び市町村の事務のうち、公権力の行使に当たらない事務について、適切に実施することができると都道府県知事が指定する**民間法人（指定事務受託法人）**に対し、**業務委託が可能**とされた。

指導監査事務

①立入検査等の対象者の選定	引き続き都道府県又は市町村で実施
②立入検査	
③報告・物件提示の命令	
④質問や文書提出の依頼	都道府県知事が指定する法人に委託可能

<制度改正後の状況> ※令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

- 事業所への**実地指導を指定事務受託法人に委託できず**、市町村の負担軽減が十分でなかったため、事業所の同意を得て**任意で行う実地指導については、指定事務受託法人に委託することが可能であることが明確化された**。

特定の法人への委託範囲拡大（国保）

- H17～21 審査支払業務の委託を可能とする法改正 -

【国民健康保険団体連合会】

- 国民健康保険法第83条の規定に基づき、国民健康保険の保険者（都道府県、市町村及び国民健康保険組合）が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として都道府県単位で設立された法人。

<手法>

- 医療費等の審査支払業務のほか、給付の適正化や保険者である**市町村が行う保健事業等を都道府県単位で支援**。

<主な事務の委託状況（審査支払業務）>

平成17年4月	介護保険関係業務開始
平成19年10月	障害者総合支援関係業務開始
平成20年4月	後期高齢者医療関係業務開始
	特定健診・特定保健指導関係業務開始
平成21年10月	出産育児一時金関係業務開始

審査支払業務以外の業務（例）

【国民】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ レセプト点検の支援
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 保険者レセプト管理システムの運用管理
- ・ 国保事業費納付金の算定
- ・ 保険料（税）適正算定への支援
- ・ 高額療養費貸付事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- ・ 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険者協議会

【後期高齢者医療】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- ・ 介護保険関係業務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ・ 介護給付適正化対策事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- ・ 【障害者総合支援】
- ・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

◆事務処理の実施主体の広域化(広域化を促進するための都道府県の役割の明確化)

- 消防分野及び水道分野においては、**小規模な実施主体が多く**広域化が求められていたが、十分に進展していなかったため、法律上、都道府県が広域化に関する計画を定めるなど、**都道府県が広域化を進めるための役割**を担うことが定められた。

都道府県の役割の明確化 (消防)

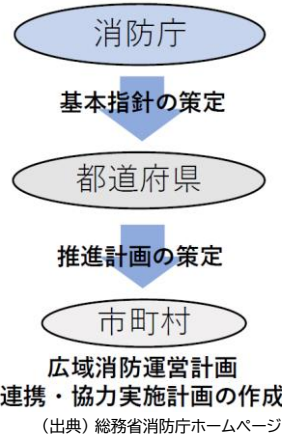
- H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、特に小規模な消防本部においては、**出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行う**こととされた。



<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和5年度時点)。

都道府県の役割の明確化 (上水道)

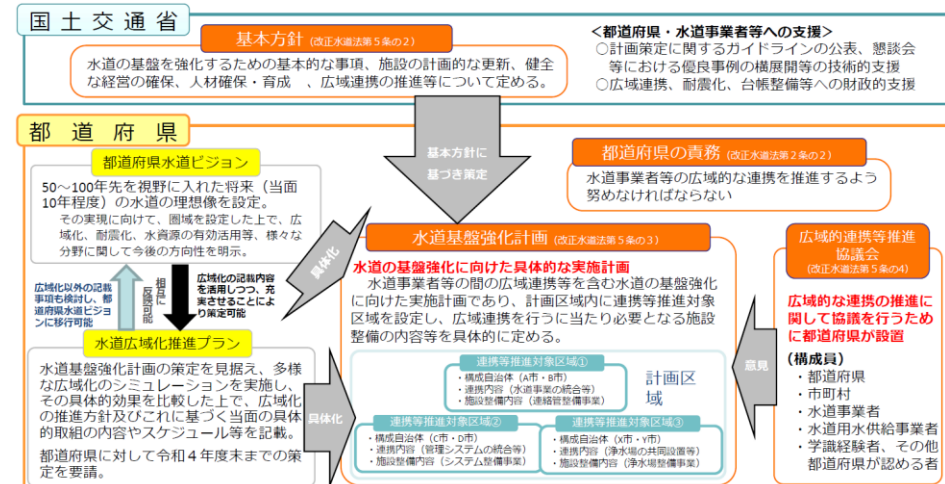
- H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模**(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で**経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行う**こととされた。



<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**2府県のみ**(令和5年8月時点)。

◆事務処理の実施主体の広域化(実施主体の一律的な変更)

- 後期高齢者医療分野においては、**制度運営の責任主体が不明確**であったため、また、国民健康保険分野においては、**安定的な財政運営**や**効率的な事業の実施**等が必要であったため、法改正により、それぞれ**広域連合、都道府県へと実施主体が全国一律に広域化**された。

広域連合設置義務化 (後期高齢者医療)

- H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 高齢者医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれる中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能なものとしてくことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

<手法>

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。
- この後期高齢者医療広域連合が保険料を徴収し、医療給付を行う。なお、保険料の徴収事務や申請受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務は市町村が処理することとされた。

<制度改正後の状況> 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(令和2年4月施行)

- 後期高齢者保健事業は、市町村の実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の予防事業の取組との連携が十分に実施できていないという指摘を受け、**保健事業の実施について市町村に委託することが可能**とされた。

主体の都道府県化 (国保)

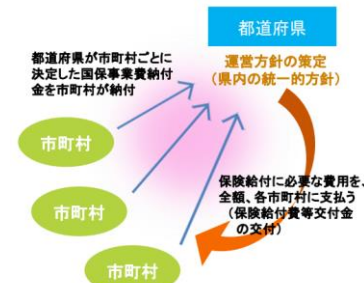
- H27 国民健康保険法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく**、**安定的な財政運営**や**効率的な事業の実施**等が必要な状況。

<手法> 国民健康保険法の一部改正(平成30年4月施行)

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「**国保運営方針**」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。



都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体 ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 ・ 資格を管理(被保険者証等の発行) ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収 ・ 保険給付の決定、支給

(出典)厚生労働省ホームページ

◆専門性を有する職員の要件の緩和

- 建築分野、保育分野、社会福祉分野において、**専門性を有する資格保有職員が不足**していたため、それぞれ法改正により**建築主事に準ずる新たな職を創設**、省令改正により看護師以外に**保育士の代替可能範囲を拡大**、通知発出により**任用後の社会福祉主事任用資格の取得を許容**することとされた。

新たな職の創設 (土木)

- R5 建築基準法改正 -

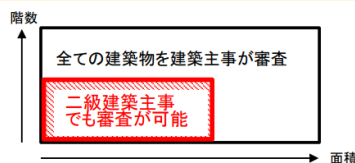
<制度改正の背景・理由>

- 建築確認の事務を行う建築主事に必要とされる建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者に限定されていた。
- 検定の受検者や合格者の減少、資格者の高齢化により、**建築確認関係事務の担い手不足が課題**となっていた。

<手法>

- 二級建築士試験合格者による受検を可能とし、当該検定に合格した者は、**「建築副主事」として小規模な建築物等※に限り、建築確認関係事務を行うことが可能**とされた。※ 二級建築士が設計・工事監理を行うことができる戸建て住宅等の建築物等

- 建築主事→従前から変更無し
- **二級建築主事(仮称)※→小規模な建築物の適法性を審査**



(出典) 内閣府ホームページ

※ 建築基準法において「建築副主事」として制度化

他資格の代替範囲拡大 (保育)

- H27 省令改正 -

<制度改正の背景・理由>

- こどもの体調急変への適切な対応等を行う体制の確保を促進するため、看護師又は保健師を保育士として配置することが可能とされていたが、**看護師の需要は高く確保が困難**であった。

<手法>

- **准看護師についても、保育士として配置することが可能**とされた。



(出典) 内閣府ホームページ

任用後の任用資格取得 (社会福祉)

- H15 通知 -

<制度改正の背景・理由>

- 福祉事務所で生活保護受給者への対応等を行う職員は、社会福祉主事でなければならないこととされていた。
- 地方分権改革推進会議において、都道府県等に置かれる職員の必置規制の見直しの対象とされた。

<手法> 通知(平成15年6月～)

- 人事の弾力的な運用・活性化等を図る観点から、**採用時及び異動時において社会福祉主事の任用資格を有しない者についても、その後に任用資格取得のための措置を講ずることを条件に、配置することが可能**とされた。

【任用資格取得のための措置】社会福祉法19① ii

- ・ 全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科(通信1年)
- ・ 指定養成機関を修了(22科目1,500時間)
- ・ 都道府県講習会(19科目279時間)